

長野駅デジタルサイネージ構築運用業務公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、長野駅デジタルサイネージ構築運用業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

- 第2 JR長野駅は複数系統のバスが発着するため、観光客や外国人にとって目的地に行くバスがわかりづらい状況となっている。バスロケーションシステムと連携した情報（運行ダイヤ、遅れ等運行情報）を多言語表示することにより、利用者の視認性及び利便性の向上を図るため、デジタルサイネージを設置し運用するもの。

(契約の概要)

- 第3 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

長野駅デジタルサイネージ構築運用業務

(2) 業務の目的

観光ハブ拠点である長野駅のバス乗り場等に路線バス情報を表示するデジタルサイネージを設置することにより、駅利用者が駅改札口からバス停までスムーズに移動することが可能となり、駅構内の混雑緩和が図られるとともに、駅利用者の利便性向上を図る。

(3) 業務内容

「長野駅デジタルサイネージ構築運用業務仕様書」参照

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 事業費の上限額 82,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

- 第4 本業務は長野駅利用者の視認性及び利便性向上への専門的かつ効果的な提案が求められることから、価格の高低だけではなく、事業者の実績やサイネージのわかりやすい表示方法、今後の運用方法を重視する必要がある。このことから、事業者の専門的な知識及び経験から事業の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。
- 2 選定方式は、長野駅デジタルサイネージ構築運用業務に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。
- 3 選定は一次審査と二次審査の二段階とし、参加が3者以下の場合は一次審査を省略できるものとする。

(実施スケジュール)

第5 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 実施の公告 令和7年6月17日(火)
- (2) 質疑の受付 令和7年6月24日(火) 正午まで
- (4) 質疑に対する回答 令和7年6月27日(金)
- (5) 参加申請書及び企画提案書の受付 令和7年7月3日(木) 午後5時(必着)
- (6) 一次審査結果通知 令和7年7月9日(水)
- (7) 二次審査(プレゼンテーションの実施) 令和7年7月16日(水)
- (9) 優先交渉権者の決定 令和7年7月16日(水)
- (10) 仕様の協議及び見積 令和7年7月下旬(予定)
- (11) 契約締結 令和7年8月上旬(予定)
- (12) 事業の開始 令和7年8月上旬(予定)

2 前項のスケジュールは、事業者選定委員会において必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第6 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的(共通)事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和60年5月1日制定)及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準(平成18年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 本事業の遂行のために必要な事項

ア 公告の日から過去3年間に於いて国、地方公共団体及び交通事業者が発注した業務において、デジタルサイネージの導入を受注した実績を有する者であること。

(質疑及び回答)

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施(本実施要領及び仕様書の内容)に関する質問について

は、質問書（様式１）を電子メールに添付し「第15 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和 7 年 6 月 17 日（火）から令和 7 年 6 月 24 日（火）正午まで

(3) 回答方法

電子メール及び長野市ホームページへの掲載で回答する。

(4) 回答日

令和 7 年 6 月 27 日（金）

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（参加申請書の提出）

第 8 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 参加申請書（様式 2）

イ 事業者概要（様式 3）

ウ 同種・類似業務実績調書（様式 4）

エ 契約書・特記仕様書等の写し（上記ウが確認できるもの）

オ 見積書（社印及び代表者印を押印したもの）

(2) 提出期間

令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出部数 各 1 部

(4) 提出場所 「第15 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

（企画提案書の作成要領）

第 9 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

ア サイズ A 4 判用紙（縦横は問わない）

イ 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）

ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷

- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと
- カ ページ数 表紙及び目次を除き、50ページ以内とする
- キ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

(2) 体裁

ア 表紙

- (ア) 題名（「長野駅デジタルサイネージ構築運用業務企画提案書」）を記載
- (イ) 作成年月日（令和7年〇月〇日）を記載
- (ウ) 法人名称を記載すること

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること。

(3) 企画提案内容

「別表1」の企画提案項目一覧に記載する提案項目について、提案内容を記載すること。

(4) 留意事項

企画提案の中にデジタルサイネージの表示イメージ案を示すこと

（企画提案書の提出）

第10 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数

- ア 企画提案書（正本） 1部
- イ 企画提案書（副本） 9部

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 提出期間

令和7年7月3日（木）午後5時まで

(4) 提出場所 「第15 事務局」と同じ。

(5) その他

- ア 1事業者が複数の提案をすることは認めない。
- イ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- ウ 第9の作成要領に従っていない場合は、失格とする。

（提案内容の審査及び結果通知）

第11 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 一次審査は、提出された提案書等の内容を審査し、二次審査（プレゼンテーション）に参加する事業者を選定する。審査結果については、各事業者に通知する。

- ア 通知日時：令和7年7月9日（水）（予定）
 - イ 通知先：提案書を提出した事業者
 - ウ 連絡方法：電子メールまたは、郵送にて通知
- (2) 提出された企画提案書に対する補足説明及び他事業者との相違を判断するため、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。
- ア 実施日時 令和7年7月16日（水）
（詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。）
 - イ 実施場所
長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第一庁舎5階 会議室251
 - ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野駅デジタルサイネージ構築運用業務事業者選定委員会」において審査する。
- ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。
 - イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表3」のとおりとする。
 - ウ 合計得点の算出方法
 - (ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。
 - (イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。
 - (ウ) 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。
 - エ 選定対象事業者の決定
最低基準点（最高得点の80%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。
- (3) 各提案者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで審査結果等を通知する。

（仕様の協議及び見積）

第12 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認

められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱い)

第13 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(その他)

第14 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第15の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第6の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
 - ウ 企画提案書において、第3の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第15 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市企画政策部交通政策課（長野市役所第一庁舎6階）

担当者：塚田・笹原

電 話 : 026-224-5012 (直通)

F A X : 026-224-9715

E-mail : kotuseisaku@city.nagano.lg.jp

別表 1 企画提案項目一覧

項目	記載内容
1 基本方針	本業務への心構え、業務への取組方針、類似業務についての経験やノウハウ等
2 構成	全体の構成案（運営体制及び事業実施スケジュール）
3 企画内容	企画内容（機器の選定、システム設計）、誰もがわかりやすく印象的なデザイン
4 保守・危機管理体制	日常の保守管理、異常発生時の対応方法
5 見積額	本事業に係る費用及び算出根拠、次年度以降の年間想定ランニングコスト（電気代も含む総額の概算）

別表 2 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
標準的	3 点
標準より劣る	1 点
評価に値しない	0 点

別表 3 評価項目の配点

評価項目	配点
1 基本方針	15点
2 構成	20点
3 企画内容	30点
4 保守・危機管理体制	15点
5 見積額	20点
合計	100点